

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

川崎町長 小山修作

市町村名 (市町村コード)	宮城県川崎町 (4324)
地域名 (地域内農業集落名)	本砂金地区 (本砂金・栃原・安達)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月26日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・今後耕作の引き受け手が不足していくと想定され、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・山沢に入り込んだほ場が多く、未整備地区はほ場整備が前提でなければ引き受けてを設定することは難しい。
- ・獣害が多発する地域が多く、耕作に適する作物が限定され、被害防止対策が必要。
- ・稲作におけるカメムシ被害に対する防除対策が必要。
- ・昔ほ場整備事業により整備した水路に不具合があり、耕作するためには改修が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・広域的な獣害対策を確立するとともに、新たな担い手の確保に向けて地域内で協議していく必要がある。
- ・主食用米を主要作物としつつ、飼料用米などで稲作の団地化を形成する。
- ・ほ場整備実施区域は担い手A、B、Cに集約化を進めつつ、多面的保全活動に取り組む地域組織を中核とした、地域全体で農地を利用する仕組みの整備を進める。
- ・一部地域で共同で作業しながら生産している。集落営農として発展するよう計画していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	107 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他については、土地所有者、耕作者が引き続き耕作・管理等を行う区域等とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に集積・集約化を進め、団地面積の拡大に向けて農業委員や農地利用最適化推進委員等と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
離農や縮小農地を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際には農業委員会と調整し、所有者の貸付時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農振農用地区域内の未整備地のため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に向けた協議を進めていく。水路の不具合を解消するための改修工事を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、地域の意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJA等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
多面的保全活動に取り組む地域組織を中核とした、遊休農地を再生利用する仕組みの整備を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落全域で取り組む体制(侵入防止柵や保全帯設置と管理等)づくりや、鳥獣害被害対策実施隊との連絡網の整備や新たな捕獲人材を地域で育成していく。
 ②③⑦多面的保全活動組織を中心とした、スマート農業推進による営農環境の改善を目指す。